

## 平成 26 年度行政事業レビュー外部有識者会合 議事概要

1 . 日 時 : 平成 26 年 7 月 30 日 ( 水 ) 14:00 ~ 15:30

2 . 場 所 : 特定個人情報保護委員会 委員会室 ( 三会堂ビル 8 階 )

### 3 . 出席者

外部有識者 ( 五十音順 ) : 加藤 久和 座長  
赤羽 貴 委員  
大石 亜希子委員  
讃井 暢子 委員  
野坂 雅一 委員  
藤原 まり子委員

行政事業レビュー推進チーム : 其田事務局長、松元総務課長、栗原企画官

### 4 . 議事概要

#### ( 1 ) 特定個人情報保護委員会の業務について

松元総務課長から、特定個人情報保護委員会 ( 以下「委員会」という。 ) の概要等について、資料 1 - 1、1 - 2、1 - 3 に基づき説明。

#### ( 2 ) 行政事業レビューについて

栗原企画官から、行政事業レビュー概要等について、資料 3、4 に基づき説明。その後、外部有識者による点検が行われた。外部有識者の主な所見は以下のとおり。

##### 予算執行全般について

- ・平成 25 年度の 3 か月分は、問題なく、効率的に執行されたと評価できる。
- ・マイナンバー制度を円滑にスタートできるよう、準備に万全を期するため、必要な予算を確保するとともに、効率的な執行に努めるべき。
- ・質の確保を重視しつつ、低廉な調達をすべき。

##### マイナンバー制度の施行について

- ・ガイドラインの作成に当たって、民間の事業者等が参加する検討会を開くことは重要。その際、大企業だけでなく中小企業にも配慮したガイドラインを作成すべき。
- ・国民に対して、マイナンバー及び番号カードの管理に係る留意事項について、広く丁寧な説明が必要。

- ・委員会は、立入検査権を有するなど非常に強い権限を持っているが、その実効性を確保するため、付番が始まる平成 27 年度までに権限に応じた予算と人員を確保すべき。
- ・番号制度に対する信頼を維持するため、漏えい事故の未然防止策に万全を尽くすとともに、漏えい事故があった場合に情報収集・調査・原因分析ができるよう、予算と人員を確保すべき。

新たな委員会の体制整備(平成 26 年 6 月 24 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」において、委員会が新たな組織に改組されること)について

- ・内閣官房における検討を踏まえ、新たな委員会の設置に向け、各国の状況を参考にしながら、実効性のある体制整備を行うべき。

国際協力について

- ・委員会の立上げ時から、国際協力業務を行っていたことは評価できる。
- ・我が国の個人情報保護制度は各国と調和が取れておらず、国際会議への参加も制限されていることについて、認識を高める必要がある。国際会議への参加や海外調査を充実すべき。
- ・今後は、国際的に通用するシステムにするため、積極的に国際的なルール作りに参加すべき。統一的なルールでビジネスができることは重要。

以上の議論を踏まえ、「外部有識者の所見」として、以下のとおり取りまとめられた。

マイナンバー制度は、行政運営の効率性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会の実現のための社会基盤であり、平成 27 年 10 月のマイナンバーの通知に伴う円滑なスタートに向けて、万全を期する必要がある。したがって、必要な予算や人員を確保するとともに、より低廉な調達、効率的な執行に努めるべきである。

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」において「番号法に規定されている特定個人情報保護委員会の所掌事務にパーソナルデータの取扱いに関する事務を追加」とされていることから、平成 27 年度は、新たな委員会の設置に向けて、実効性のある必要な体制の整備を行うなど万全の準備を行うことが必要である。経済・社会活動のグローバル化に対応するため、国際会議への参加や、諸外国の行政機関等との意見交換により、国際的なルールの動向について情報収集を行うべきである。

(以上)